

東京東部合同労働組合規約 (大正一〇年六月一日)

第一條 本組合ハ東京東部合同労働組合ト称シ略称ヲ
東部労働組合ト称ス

第二條 本組合ハ日本労働總同盟東部労働同盟會ニ加
盟シ其決議ヲ遵守シ主義綱領ヲ支持スルモノトス

第三條 本組合ハ労働者ノ现实生活ノ向上ヲ計ルト同
時ニ東京地方ニ於ケル産業別労働組合ノ組織促進
ヲ以テ其ノ目的トス

第四條 本組合ハ東京地方ノ労働者ヲ以テ組織ス

同一地方ニ参拾名以上ノ組合員アル場合ハ其組合
員ノ所属産業ノ如何ヲ不問地方支部ヲ組織ス此方
支部ハ組合員ノ所属工場ニ工場委員會達成ノ準備
タルモノトス工場委員會ハ一工場ノ全労働者ノニ